

**連合北海道札幌地区連合会 / さっぽろ 労働相談センター  
札幌圏雇用センサス 2011年2月の相談状況**

**「去るも地獄、残るも地獄の雇用環境」**

**1. 労働相談の概況について**

- (1) 相談件数について 参照資料 - 1 「2011年2月 月別労働相談処理状況」  
 参照資料 - 2 「2011年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
 「2011年 雇用形態別 相談件数 月別集計」  
 参照資料 - 3 「2011年2月相談者数(雇用形態別・男女別、業種別) 処理内容」

相談者数は44人、相談件数は74件となりました。対昨年同月比では - 43人・ - 78件となりました。一人当たりの相談件数では1.68件となり昨年同月を0.07ポイント下回っています。対前月比では - 1人・ - 14件となり一人当たりの件数は - 0.28ポイントとなっています。

**【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】**

年 項目	相談者(人)	相談件数(件)	一人当たり相談件数(件)
2011年 2月	44人	74件	1.68件
2010年 2月	87人	152件	1.75件
2011年 1月	45人	88件	1.96件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料 - 2 「2011年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
 「2011年 雇用形態別 相談件数 月別集計」  
 参照資料 - 4 「2011年2月 相談件数(雇用形態別・相談項目別)」

相談者数44人の内訳は、社員19、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)23人、不明2人となっており、男女比では男性23人・女性21人となっています。

相談件数の内訳では、社員32件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)40件、不明2件となっています。男女比では男性42件、女性32件となっています。

**【雇用形態別 相談者数(人)】**

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	14	3	2	2	1	0	1	0	23
女	5	1	13	0	0	0	0	2	21
計	19	4	15	2	1	0	1	2	44

**【雇用形態別 相談件数(各上段)と一人当たり相談件数(各下段)】**

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	25	5	3	2	3	0	4	0	42
	1.76	1.67	1.50	1.00	3.00	0.00	4.00	0.00	1.83
女	7	1	22	0	0	0	0	2	32
	1.40	1.00	1.69	0	0.00	0.00	0.00	1.00	1.52
計	<b>32</b>	<b>6</b>	<b>25</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>74</b>
	<b>1.68</b>	<b>1.50</b>	<b>1.67</b>	<b>1.00</b>	<b>3.00</b>	<b>0.00</b>	<b>4.00</b>	<b>1.00</b>	<b>1.68</b>

一人当たりの件数では、社員1.68件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.74件となっています。男女比では男性1.83件、女性1.52件となっています。

相談者数は男女ほぼ同一ですが、相談件数は男性が多く一人当たりの相談件数では男性が女性を0.31ポイント上回りました。雇用形態別では正社員からの相談は男性に、パートタイマーからの相談は女性に集中しています。

(3) 業種別相談状況について 参照資料 - 5 「2011年 業種別 相談者数 月別集計」  
「2011年 業種別 相談件数 月別集計」  
業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	11人(相談件数17件	1.55件/一人)
「陸運・倉庫業」	5人(同10件	2.00件/一人)
「建設・設計・重機業」	5人(同10件	2.00件/一人)
「製造業」	4人(同9件	2.25件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	2人(同5件	2.50件/一人)
「通信・報道・IT業」	2人(同3件	1.50件/一人)
「交通業」	2人(同3件	1.50件/一人)
「その他サービス業」	2人(同2件	1.00件/一人)
「ビル管理業」	2人(同2件	1.00件/一人)
「食品加工業」	1人(同2件	2.00件/一人)
「農林漁業・協同組合」	1人(同2件	2.00件/一人)
「会計行政法律事務所」	1人(同2件	2.00件/一人)
「金融保険・不動産業」	1人(同2件	2.00件/一人)
「労働者派遣業」	1人(同2件	2.00件/一人)
「公務・公共サービス」	1人(同2件	2.00件/一人)
「商品斡旋・リース業」	1人(同0件	0.00件/一人)
「分類不能」	2人(同2件	1.00件/一人)

相談者数では、「卸・小売業・飲食店」が突出し、「陸運・倉庫業」「建設・設計・重機業」「製造業」に相談が集中しています。この4業種も含めて20分類中17分類の業種から相談がよせられています。一人当たりの相談件数でも、相談者数の多い「陸運・倉庫業」「建設・設計・重機業」「製造業」と「医療・福祉・医薬品業」が2.00以上の数値となっています。

(4) 相談内容について

参照資料 - 4 「2011年2月 相談件数(雇用形態別・相談項目別)」  
参照資料 - 6 「2011年 主相談項目別 相談者数 月別集計」  
参照資料 - 7 「2011年 相談項目別 相談件数 月別集計」

相談者数及び相談件数共に、賃金関係、雇用関係及び労働契約関係で半数以上の数値に達しています。それぞれの内訳を検証すると、賃金関係では月例賃金未払い・控除、雇用関係では解雇・退職強要・契約打切、労働契約関係では就業規則・雇用契約に相談が集中しています。

相談事例と併せて検証した場合、「社員」と「パート」の解雇問題から多数の相談に派生していることが明らかです。

相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	13人	17件
雇用関係	9人	15件
労働契約関係	7人	13件

経営問題・労務管理関連	3人	8件
労働組合関係	3人	3件
労働時間関係	3人	7件
退職関係	2人	4件
保険・税関係	1人	2件
安全衛生	1人	3件
その他	2人	2件
合 計	44人	74件

相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態 相談内容 別相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
賃金関係	4	4	0	0	1	5	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8	9
雇用関係	5	0	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	8	7
労働契約関係	6	2	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6
経営問題・労務管理	2	0	1	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5	3
労働組合関係	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
労働時間関係	3	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3
退職関係	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1
保険・税関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0
安全衛生	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
合 計	25	7	5	1	3	22	2	0	3	0	0	0	4	0	0	2	42	32
	32		6		25		2		3		0		4		2		74	

(5) 違法件数について 参照資料 - 2 「2011年 雇用形態別 相談者数 月別集計」  
「2011年 雇用形態別 相談件数 月別集計」  
参照資料 - 8 「2010年 相談項目別違法件数 月別集計」

44名から寄せられた74件の相談中、違法と判断される項目は34件となっています。45.90%が違法という状況です。違法とされる34件の内訳は次の通りです。

#### 【項目別違法件数の分布】

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
賃金関係	14件	82.4%	17件
雇用関係	3件	0.13%	15件
労働契約関係	3件	23.0%	13件
経営問題・労務管理	5件	62.5%	8件
労働組合関係	1件	33.3%	3件
労働時間関係	3件	42.9%	7件
退職関係	0件	0.00%	4件
保険・税関係	1件	50.0%	2件
安全衛生	3件	100.0%	3件
その他	1件	50.0%	2件
<b>総 数</b>	<b>34件</b>	<b>45.90%</b>	<b>74件</b>

## 2. 2月の雇用情勢について

2月の相談者数と相談件数は前月及び前年同月と比較し大幅に減少しました。また、違反率も45.90%と昨年1月からの集計期間(14ヶ月)のなかでは12番目の低さになっています。

この数的落ち着きに反して相談事案の内容は深刻の度合いを増しています。

相談事例では「解雇・退職強要・契約打ち切り」を主たる事案にする内容が多く、派生する相談として月例賃金の不払い、就業規則無視の解雇や就業規則の改悪及び退職強要となるパワハラなどを挙げられます。

違反率がそれほど高くない中で、これら雇用関係の解約に関する相談が集中するということは、経営が人員整理無しには成り立たない会社が増えていることを表しています。報道による経済業況では倒産件数の減少や時期的・政策的特需を得た業種の予想以上の好況から、景気の緩やかな回復に期待ありと表現をしていますが、地場への好影響にはなっていないというのが実態です。

職場の中では、会社生存のための人員整理が執行され、人員減となったまま更なる売り上げ増をノルマとして長時間労働がやむを得ないものとされています。従って、相談電話に頼る時間もなく、心配をする家族がたまらず当センターに電話するという地獄絵が、相談数・件数の減少の背景には存在します。

安全衛生に関する違反率が100%となっている現実からしても、職場の厳しさは相当なものと考えなくてはなりません。労働組合を中心とした、命を守る取り組みが急がれます。

以 上